

京都市告示第 3 8 0 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久我水 0242 号	伏見区久我本町 9 番地の 17 地先 同町 9 番地の 14 地先	
2	久我水 0243 号	伏見区久我御旅町 6 番地の 6 地先 同町 6 番地の 17 地先	
3	久我水 0244 号	伏見区久我森ノ宮町 4 番地の 1 地先 同町 2 番地の 32 地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大原水 0482 号	左京区大原草生町 204 番地の 3 地先 同町 203 番地の 2 地先	
2	大原水 0483 号	左京区大原草生町 211 番地の 2 地先 同町 195 番地の 1 地先	
3	大原水 0485 号	左京区大原草生町 198 番地の 2 地先 同上	
4	大原水 0487 号	左京区大原草生町 199 番地の 2 地先 同上	
5	大原水 0489 号	左京区大原草生町 200 番地の 2 地先 同上	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大原水 0484 号	左京区大原草生町 206 番地地先 同上	
2	大原水 0490 号	左京区大原草生町 471 番地の 7 地先 同町 475 番地の 2 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)